【管内営業、県内本店、県内営業、県外業者用】

八日市布引ライフ組合入札参加資格審査申請マニュアル

（建設工事）

八日市布引ライフ組合の発注する建設工事の入札参加資格審査を申請される方は、以下の事項に留意の上、必要な書類を提出してください。

　(1) 令和７年度は、２年に一度の申請を受け付けております年度に当たりますので、登録を希望される方は申請が必要です。ただし、当組合では中間年度の申請受付は行っていません。

(2) 八日市布引ライフ組合の管内とは東近江市、竜王町及び日野町です。

申請は、所在地区分にかかわらず、郵送により受け付けます。

１　受付期間

令和７年２月10日（月）から２月21日（金）当日消印分まで

２　提出要領

・ピンク系のＡ４版フラットファイル（二ツ穴）に綴じて提出してください。

・フラットファイルの表紙及び背表紙には、業者名を必ず記入するようお願いします。

・記入事項及び添付書類に不備のあるものは受け付けしません。

|  |
| --- |
| 以下のとおり、郵送してください。  ・受付は、令和７年２月21日（金）当日消印分まで有効とします。  ・封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きし、申請受付票の控えが必要な場合は返信用封筒（切手貼付・返信先を明記）を同封の上、後記「９　提出・問合せ先」宛てに送付してください。 |

３　資格の有効期間

令和７年４月１日から令和９年３月31日までの２年間

４　申請に係る資格

入札参加資格審査申請をできる方は、次に掲げる要件を備えていることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に規定する者でないこと。

(2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア　役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定に基づく許可を受けている者であること**（支店・営業所等で申請する場合は、当該事業所で許可を受けていること。）。**

(4) 直前決算における経営事項審査を受審して、「経営規模等評価の申請」と「総合評定値の請求」をしていること。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度に加入していること。

(7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により、当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。

(8) 健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、当該保険に加入が義務付けられている者については、これに加入していること。

(9) 管内の支店、営業所等の登録要件について

管内の支店、営業所等から申請される場合は、次の要件も満たしていることが必要です。登録要件を満たさないと判断するときは、管内支店、営業所等からの申請を無効とし、管外本店登録扱い又は管外支店・営業所登録扱いとします。

また、不定期に現地調査を行い、登録要件を満たしているかどうか確認させていただくことがあります。

ア　支店、営業所等については、独立した事務所機能の実態があること。

・事務所に事務などを執り行える事務用什器（机、椅子等）、事務用機器（パソコン・コピー機）、通信機器（電話、ファックス）が備えられていること。

・事務所の所在を明らかにするため、看板、表札等が設置されていること。

イ　事務所に常駐職員（事務職員１名以上及び専任技術者１名以上）が配置されていること。ただし、建設業許可が兼任で認められている場合は１名でも可とする。

* 常駐：週７日のうち、３日以上かつ18時間以上支店等に勤務していることを条件とする。

ウ　支店、営業所等で法人市町村民税等の納税実績があること。ただし、設立されたばかりで納税実績がない場合は、法人設立・開設届出書を所在する管内市町に提出していること。

エ　**支店、営業所等の支店登記があること。**

５　申請書類の作成上の注意

(1) チェックリスト

チェックリストで申請書類をチェックの上、ファイルに番号順に綴じてください。

※　必要書類以外は添付しないでください。

(2) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

ア　**《指定様式１》**

(ｱ) 申請者は、本店の代表者です（代表者印は実印以外でも可）。

(ｲ) 住所は方書まで正確に記入し、商号又は名称にはフリガナを付してください。

(ｳ) 支店の欄は、本店以外の支店、営業所等で申請し、入札、見積り及び契約締結の権限を

委任する場合に限り記入してください。

イ　**《指定様式２》**

(ｱ) 「資本金」は、個人事業主の方は記入不要です。

(ｲ) 「従業員数」は、審査基準日（令和７年１月１日）において、個人事業主や法人の役員、

専従者、パート従業員、アルバイトなどの臨時の期間を定めて雇入れている者を除いた、正社員として雇用されている方の人数を記入してください。

(ｳ) 「営業年数」は、希望業種の事業の開始日から審査基準日（令和７年１月１日）までの

期間（休業の期間を除く。）に係る年数（１年未満は切捨て）を記入してください。

(ｴ) 技術者数は、審査基準日（令和７年１月１日）における実数を記入してください。

(ｵ) 「建設業許可番号」は、（建設業許可の）大臣・知事コード（２桁）＋業者番号（６桁）

を８桁で記入してください。

(例)国土交通大臣許可の場合：00123456（８桁）

滋賀県知事許可の場合：25000123（８桁）

(ｶ) 制度加入等は、該当欄に〇を記入してください。

ウ　**《指定様式３》**

(ｱ) 希望する業種を３業種以内で順番に番号を記入してください。

(ｲ) 希望する３業種の内訳の平均完成工事高（千円）は、経営事項審査に合わせて２年平均

又は３年平均のどちらかを記入してください。

(ｳ) 一人で二つ以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できますが、

技術士以外の資格で、１級及び２級の同資格を有している者は、１級（上位の級）のみ計

上してください。

(ｴ) 技術者数の「Ａ」の欄には監理技術者又は主任技術者となり得る者の人数を記入し、「Ｂ」

欄にはＡのうち監理技術者講習を過去５年以内に受講した人数を記入してください。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し可）

申請時において有効期限内（経営事項審査の審査基準日から１年７箇月以内）で最新のものを添付してください。

(4) 工事経歴書（写し）

経営事項審査受審時に所管行政庁に提出した工事経歴書の写し。独自様式で工事経歴書を作成している方のうち、必要項目（発注者、工事名、請負代金、着工年月日等）の記載がある場合には、任意様式で可とします。

(5) 商業登記簿謄本（写し可）

ア　法人で申請する場合に限り提出してください。

イ　申請前３箇月以内に発行されたものを提出してください。

※　管内支店、営業所等から申請される場合は、当該事業所の支店登記が確認できること。

(6) 建設業許可証明書又は許可通知書（写し可）

ア　許可証明書は、申請前３箇月以内に発行されたものを提出してください。

イ　許可通知書は、申請時に許可が有効であるものを提出してください。

ウ　許可更新中の場合は、手続中であることが確認できる書類を添付すること。

エ**支店・営業所等から申請される場合は、当該事業所の許可内容が分かるもの（許可通知書の別表など）も提出してください。当該事業所での許可がないと申請できませんので御注意ください。**

(7) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）

中小企業退職金共済制度加入者は、中小企業退職金共済事業本部の加入証明書（写し可）を提出してください。

※　建設業退職金共済契約者証（写し可）でも可とします。

(8) 国税等に未納がないことの証明書（写し可）

ア　証明日現在において未納がないことの証明書を提出してください。

* 申請する直前の事業年度の納税証明書でも可（「未納がない証明」がない場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 国税に係る証明書 | 所轄税務署が発行する証明書（写し可）  【法人】その３の３　　【個人】その３の２ |
| 都道府県税に係る証明書 | 都道府県税事務所等が発行する証明書（写し可） |
| 市町村税に係る証明書 | 市町村が発行する証明書（写し可） |

* 申請前３箇月以内に発行されたものを提出してください。
* 支店等に委任する場合は、委任先の所在地における証明書を提出してください。

イ　新規に本店又は支店を開設したばかりで法人市町村民税等の納税実績がない場合は、事業所証明書（写し可）又は法人設立・開設届出書（写し可）を提出してください（管内の支店、営業所等から申請される方のみ）。

(9) 健康保険及び厚生年金保険の加入に関する確認書類

健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書等の写し（直近受付済みのもの）。ただし、加入義務のない方は除きます。また、氏名等個人情報記載部分は読み取れないようにしてください。

(10) 暴力団等の排除に係る誓約書**《指定様式５》**

滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、入札参加有資格者から暴力団等を排除するため、誓約書を提出してください。

(11) 委任状**《指定様式６》**

本店以外の支店・営業所等で申請し、支店、営業所等の代表者に入札、見積り及び契約締結の権限を委任する場合に限り提出してください。

※　支店等の代表者を本店の代表者が兼ねている場合は、委任状を提出する必要はありません。

(12) 事務所報告書**《指定様式７》**（管内の支店、営業所等から申請される方のみ）

写真は申請前３箇月以内に撮影し、確認が容易であるものを添付してください。

６　その他

(1) 申請書及び添付書類について、重要な事実に係る虚偽の申請等があった場合は、指名停止又は入札参加資格の取消しの措置を講じることがあります。

(2) 登録されている事務所に技術者が確認できない等、事務所としての機能がないと認められた場合、登録事務所の変更・取消しを行うことがあります。

７　注意事項

(1) 記入は、黒インク又は黒ボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください（ワード印刷又は楷書字体のゴム印の使用可）。

(2) 申請書類が不足しているもの又は記入事項に不備若しくは誤記のあるものは受け付けしません。

(3) 受付期間内に申請書類一式を提出しなければ、令和７・８年度の入札参加資格は得られません。

８　申請後の変更

(1) 入札参加資格審査申請書提出後に、商号、代表者、住所、受任者等の記入事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて「変更届」を提出してください。

(2) 「変更届」は、八日市布引ライフ組合指定様式により作成してください（組合ホームページからダウンロードできます。）。

(3) 「変更届」の提出についても、郵送で受け付けます。

９　提出・問合せ先

八日市布引ライフ組合　総務課

〒527-0066　滋賀県東近江市柴原南町1590番地

電話　　0748-22-0465

ＦＡＸ　0748-22-3667